

「伊豆の国市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）第8条の規定により、伊豆の国市域に係る新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進することを目的に、伊豆の国市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を作成した。

第1章 総論

第1節 市の責務、計画の位置づけ、構成等

第1 市の責務及び計画の位置づけ

1 市の責務

国、県、他の市町及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

2 市行動計画の位置づけ

特措法第8条の規定に基づき、市行動計画を作成する。

3 市行動計画に定める事項

市行動計画においては、市内における以下に掲げる事項について定める。

ア 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

イ 市が実施する次に掲げる措置に関する事項

- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び市民への適切な方法による提供
- ・ 市民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ・ 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ウ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

エ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

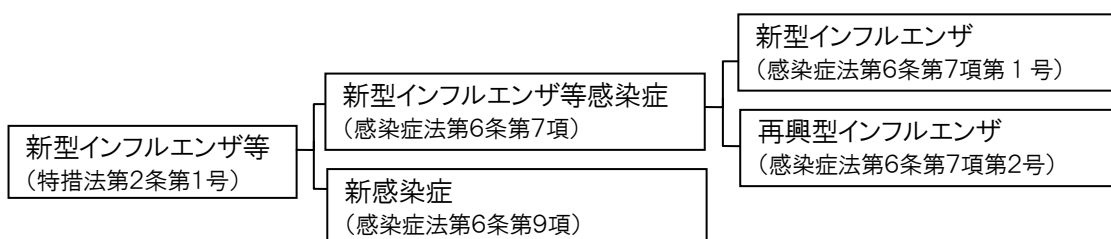
オ 新型インフルエンザ等対策に関し市長が必要と認める事項

第2 市行動計画の構成

市行動計画は総論と各段階における対策の2章構成とし、第2章は、5つの発生段階に分類して記載する。

第3 対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。



第2節 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

第1 目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第2 基本的な考え方

政府行動計画・県行動計画において、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方を示しており、市の対策も、この考え方に基づいて行う。

第3 留意点

次の点に留意する。

- ①基本的人権の尊重
- ②危機管理としての特措法の性格
- ③関係機関相互の連携協力の確保
- ④記録の作成・保存

第4 流行規模及び被害想定等

医療機関受診患者数 約5000人～約9600人

入院患者数 (中等度) 約200人 (重度) 約770人

死者数 (中等度) 約 70人 (重度) 約250人

第5 対策推進のための役割分担

1 市

- ①市行動計画の作成②市対策本部の設置、運営③組織の整備、訓練④予防接種体制の確保⑤予防・まん延防止⑥市民に対する情報提供⑦市民の生活支援⑧要援護者への支援⑨県、近隣市町、関係機関との緊密な連携

2 市民

- ①発生に備えた知識の取得②マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策の実践③発生に備えた食料品・生活必需品等の備蓄

3 一般の事業者

- ①発生に備えた感染対策の実施②感染防止措置の徹底、一部事業の縮小

第6 市行動計画の主要6項目

- ①実施体制 → 相互連携、体制整備
- ②サーベイランス・情報収集 → 様々な情報の収集・分析により判断
- ③情報提供・共有 → 正確な情報を多様な媒体により迅速に実施
- ④予防・まん延防止 → 流行のピークを遅らせること など
- ⑤医療等 → 医療体制の整備
- ⑥市民生活・地域経済の安定の確保 → 事前準備

第7 発生段階

- 未発生期 → 発生していない状態
- 海外発生期 → 海外で発生した状態
- 国内発生早期 → 国内で発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
- 国内感染期 → 患者の接触歴が疫学調査で追えない状態
- 小康期 → 患者が減少し、低い水準の状態

第2章 各段階における対策

★緊急事態宣言時

☆国・県の要請

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
実施体制	* 庁内会議 * 対策検討委員会		* 市対策本部★	* 代行や応援等の措置の活用★	* 対策検討委員会
ス・サーベイラン 情報収集	* 集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告を徹底するよう学校関係者の協力を求め、県へ報告				
情報提供・共有	* 継続的な情報提供				
	* 相談窓口 設置準備	* 相談窓口設置☆			* 相談窓口縮小
予防・まん延防止	* 個人における対策の普及				
	* 特定接種体制 の構築☆	* 職員の特定接種の実施			
	* 住民接種体制 の構築	* 住民接種実施 の準備☆	* 住民接種の実施（新臨時接種 臨時の予防接種★）		
			* 外出自粛要請★☆ * 施設使用制限等★☆		
医療等	* 医療体制の整備	* 国・県が発信している医療体制の周知		* 在宅で療養して いる患者の支援	
市民生活・地域経済の安定 確保	* 要援護者への生活支援準備 * 火葬能力等の把握 * 物資及び資材の備蓄等		* 生活関連物資等の価格の安定等★ * 水の安定供給★		
		* 遺体の安置・火葬準備☆		* 埋葬・火葬の特例実施★☆	

★緊急事態宣言

国民の生活及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部が行う。